

平成 2 2 年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成 2 1 年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

- 1 事務事業評価とは P 1
- 2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度
- 3 評価対象事務事業について P 4

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について P 5

- 1 評価の観点
- 2 観点別評価
- 3 評価の結果

III 教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応

- ① 安全・安心な学校づくり交付金事業【教育総務課】 P 6
- ② 学力向上推進事業【学校教育課】 P 7
- ③ 地域子ども教室推進事業【社会教育課】 P 8
- ④ 生涯学習講座の充実【中央公民館】 P 9
- ⑤ 図書館システムの統合【図書館】 P 10
- ⑥ ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の統一開催
【保健体育課】 P 11
- ⑦ 統合学校給食センターの建設【学校給食センター】 P 12
- ⑧ こども学芸員活動の充実【文化財課】 P 13

参考資料

- 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱 P 14
- 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員 P 15

平成 2 2 年 1 0 月

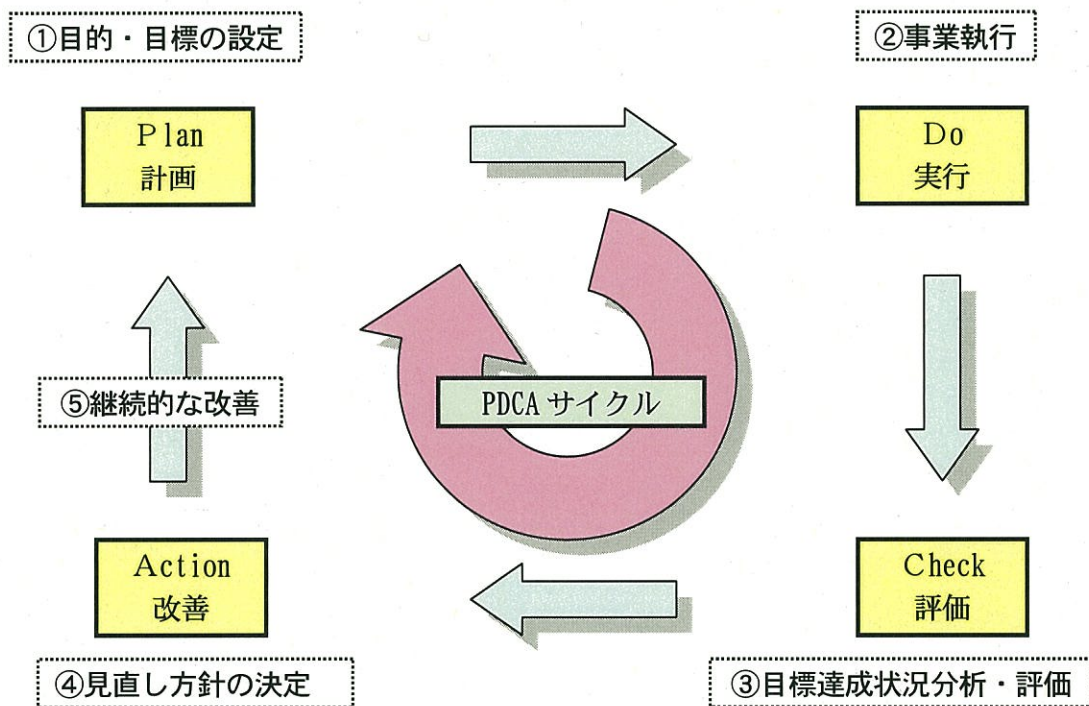
南九州市教育委員会

Ⅰ 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

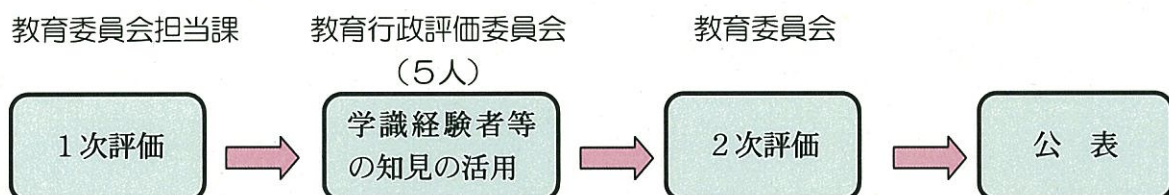
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づく南九州市教育行政重点施策の事務事業のうち、平成 21 年度に実施した 8 施策 8 事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する 1 次評価と教育委員会全体として総合的に評価する 2 次評価の 2 段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 平成 22 年 6 月 22 日 | ・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会） |
| | ・ 1 次評価の実施（教育委員会事務局）→教育委員への提示 |
| 6 月 29 日 | ・ 第 1 回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明） |
| 7 月 13 日 | ・ 第 2 回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| 7 月 16 日 | ・ 評価委員の意見等への対応・調整 |
| 7 月 20 日 | ・ 教育委員への説明 |
| 8 月 10 日 | ・ 第 3 回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ） |
| 9 月 22 日 | ・ 2 次評価の実施（教育委員会） |
| 10 月 | ・ 市長・議会へ報告 |
| 11 月 | ・ 評価結果の公表（市ホームページ） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動を取り、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

課 名	施 策	事 業 項 目
教育総務課	教育環境の整備・安全対策の充実	①安全・安心な学校づくり交付金事業
学校教育課	学校教育の充実	②学力向上推進事業
社会教育課	社会教育の充実	③地域子ども教室推進事業
中央公民館	生涯学習の推進	④生涯学習講座の充実
図書館	図書館の充実	⑤図書館システムの統合
保健体育課	体育イベント事業の統一開催	⑥ふれあい球技大会，市民体育大会， 駅伝大会の統一開催
学校給食センター	学校給食センターの充実	⑦統合学校給食センターの建設
文化財課	文化財愛護思想の啓発	⑧こども学芸員活動の充実

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①安全・安心な学校づくり交付金事業	妥当	概ね効率的	有効
②学力向上推進事業	妥当	効率的	課題有り
③地域子ども教室推進事業	妥当	効率的	有効
④生涯学習講座の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑤図書館システムの統合	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑥ふれあい球技大会，市民体育大会，駅伝大会の統一開催	妥当	概ね効率的	有効
⑦統合学校給食センターの建設	妥当	効率的	有効
⑧こども学芸員活動の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
①安全・安心な学校づくり交付金事業	特に課題はない。（今後，校舎改築等の際に木造校舎建設についても検討する。）
②学力向上推進事業	家庭指導の充実を図る方策についても検討する。
③地域子ども教室推進事業	特に課題はない。（活動内容の充実，指導者の確保，関係団体との連携を図る。）
④生涯学習講座の充実	特に課題はない。（多様化するニーズに応える講座指導者のリスト作成等を進める。）
⑤図書館システムの統合	特に課題はない。（全データのＩＣ化を進め，レファレンスサービスの充実を図る。）
⑥ふれあい球技大会，市民体育大会，駅伝大会の統一開催	特に課題はない。（栄養・休養等についてのＰＲ活動は各大会を利用した周知広報も必要。）
⑦統合学校給食センターの建設	特に課題はない。（新給食センター建設の市民への更なる啓発活動も必要。）
⑧こども学芸員活動の充実	特に課題はない。（更に充実した活動への工夫，改善を進める。）

Ⅲ 教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
教育環境の整備・安全対策の充実 (教育総務課)	①安全・安心な学校づくり交付金事業	○喫緊の課題である学校施設の耐震化及び老朽施設の改修を迅速かつ計画的に推進されたい。 ○耐震補強にはIs値の基準があるが、老朽施設改修には何らかの基準があるのか。また、どちらを優先するのか。 ○改修予定の別府小学校南側既存校舎は建築後かなりの年月が経過しており、総工費は膨大になると思われる。建築後の経過年数等を考慮すると改修でも効果的なのか、また、木造校舎への改築との比較検討の余地はないのか。 ○各学校施設の耐震診断の結果は市民にわかりやすく公表すべきである。	○財源確保に努め計画的な推進を図ります。 ○老朽施設改修についての基準はなく、国は基本的には耐震補強優先の方針であります。平成21年度で耐震2次診断結果が全て判明したことから、Is値及び建築後の経過年数等により優先順位を再検討して、耐震補強が必要な施設について補強計画設計及び耐震補強工事を実施します。老朽施設改修については、経過年数等施設の実態、地域のバランス及び国の動向等を考慮して実施を検討します。 ○別府小学校は、南側校舎(建築後56年)、トイレ棟(建築後41年)を補助事業(補助率1/3)で、倉庫・給食コンテナ室を市費単独で大規模改修工事を実施します。内装・外装・電気設備・給排水設備等を全面的にリフォームするため、改築と遜色ないと考えます。また、木造での改築については耐用年数が24年(鉄筋コンクリート造:60年)と短い上に、老朽での改築は補助事業の採択が厳しいため、市の財政負担が大きくなることが懸念されます。 ○市広報紙に、ホームページ及び教育委員会各分室で閲覧できる旨掲載し、公表しています。

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
学校教育の充実 (学校教育課)	②学力向上推進事業	○ICTの環境を整備することによって、児童生徒の学習に対する興味関心を呼び起こすことには効果を上げていると思います。ただ、それだけに頼ると映像としての一過性のものとなりやすいので、知識の定着などを図るという点では、情報機器を使った学習の進め方を研究する必要があると考えます。また、早い段階から児童生徒に情報モラルを植え付ける必要もあると考えます。 ○NRTやCRTの結果分析を通して、各学校で課題や対策について協議していくことはとても重要なことだと考えます。また、研究授業などを通して教師の指導力アップにも努めていることも素晴らしいことだと思います。ただ、研究授業というのは、とかく見せる授業(よそ行きの授業)となりやすく、普段の授業とかけ離れているきらいもあるので気を付けなければならないと思います。教師の資質を高める方策の一つとして、問題作成をやってみるのもいいと思うのですが、市教委が音頭を取って各学校の先生方に集ってもらい取り組んでみるなどの方策も考えてみてはいかがか。 ○新学習指導要領の実施を前に、成果が十分上がっていないように思われるので、早急に対応すべきである。 ○学校教育の充実に十分な成果を上げる為には、教職員の資質及び指導力の向上を図る研修の機会の拡充に努めていただきたい。これは県PTAの要望事項でもあり、具現を市でも一番に考えるべきである。 ○ゆとり教育の見直し、ICT教育の導入等学力アップの推進が図られています。が、先生方の苦労は大変だと思います。これに対し何かサポート対策等の対応をとられているか。 ○学力向上策の根幹は教職員一人一人のやる気であると考えます。教職員の授業力向上対策も優先して、何らかの方策を講じることが重要で、積極的な取り組みが望ましい。	○各学校では、電子黒板やパソコン等情報機器の整備に伴い、その使用法や活用方法等についての職員研修を行ったり、授業で積極的に活用したりしています。また、情報モラルについても、計画的な指導を行っております。 ○各学校では、年間計画による研究授業や日々の授業参観、各種研修会への参加等により、指導力向上を図っております。御提言の問題作成については、たいへん意義ある取組であり、今後の検討課題にしたいと考えます。 ○新学習指導要領の実施に当たっては、移行措置を十分に理解し、遺漏のないよう繰り返し指導しております。学力向上は、児童生徒の実態の的確な分析と解決策の策定と共通実践、結果の確実な見届け等について指導を行い、成果のあった取組を相互紹介して活用を図るなど、今後とも具体的な取組を行ってまいります。 ○校内研修、教科等部会での指導助言を通して充実を図るとともに、市教委、教育事務所、県教委、総合教育センター等が開催する研修会への参加を促進しながら、今後とも充実を図ってまいります。 ○教職員の校務処理の簡素化・合理化、放課後の研究時間の確保を始め、校務の優先順位を意識した計画的な職務遂行や研修会へ参加できる態勢づくりなど、改善を図る指導を続けてまいります。 ○学校では、研究授業、管理職による授業参観、授業力向上のポイントの設定と共通実践、各種研修会への参加などを行っています。市教委も、指導主事による訪問指導など、積極的な指導を続けてまいります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
社会教育の充実 (社会教育課)	③地域子ども教室 推進事業	○素晴らしい取り組みを行っていると思います。国や県の少ない予算の中で経費も節減しながら実施しているということですが、全て公費でいうのでは限界があると思うので、一部少額の受益者負担があってもいいように思います。 ○中味の充実とコストを下げる為にも週末、特に第三土曜の活動においては、青少年育成諸団体とも連携をとるべきである。 ○全ての小学校で開催されて素晴らしいことです。「未来の日本をつくる、心豊かでたくましい子どもたち」のため、更に推進していただきたい。 ○21年度の実績で1回あたりの平均参加人員は17.6人であり、少ない原因として少子化の進展に加えて、大半の子どもが何らかのスポーツ少年団に所属し、また、塾通い等の影響もあると思われる。いろいろな面から考慮したうえで、より成果のあがる有効な事業推進に努めてほしい。	○将来的には、補助なしの事業も考えられますので、受益者負担について検討してまいります。 ○現在、子ども会やJA、公民館などの各地域団体と連携した活動が見られます。コストの削減、活動の充実という面からも、今後さらに他団体との連携を生かした運営の工夫に努めてまいります。 ○異年齢集団による学習やあそび体験は、学習習慣・読書習慣の定着や豊かな人間関係の構築に結びつくものであります。御指摘いただきましたように、更に各学校で、関係団体との連携のもと、本事業が定着するように努めてまいります。 ○学校によっては、ほぼ全児童が参加している学校もあります。また、本事業は、子どもたちの放課後の過ごし方を充実させるための活動の場を確保することが目的ですが、スポーツ少年団の子どもたちにも、スポーツ少年団活動が始まるまでの参加を、更に呼びかけていきたいと思っています。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
生涯学習の推進 (中央公民館)	④生涯学習講座の充実	○中央公民館講座も校区公民館講座なども、内容が多岐にわたって非常に充実しており、参加状況も良いということで、素晴らしい活動だと思うが、そういう中で講座メニューの見直しを行うというのはどういうことなのか。 ○前年度の評価を受け講座メニュー表が一新され、イラストが多く入って、子どもたちに対応した講座も掲げられ、評価結果が活かされていて良いと思います。 ○学習機会の拡充は大切ですが、既存の文化サークルで高齢者の増加、講師不在で悩み、また、解散グループもあります。相談する機会・方法があればよいと思います。 ○事業の推進にあたっては、良き指導者の発掘とサークル的リーダーの育成に努め、市民の多様なニーズに対応することが重要で、より多くの市民に学習機会が与えられるよう改革してほしい。	○長年実施している講座については見直しを行い、自主講座への移行を進めてまいります。また、現在ある自主講座についても、市文化協会と連携して自立したグループ活動への推進を図っていきます。 一方、市民からの要望の多い講座については、各分室で受講できるように新規に開設していきます。 なお、川辺地域においては、校区公民館の「館」が整備され、各校区公民館講座の取り組みも始まったところです。 ○中央公民館・各分館の係、文化振興係へ気軽に相談いただければ、社会教育指導員等も配置しておりますので、支援してまいります。 ○社会教育課や学校教育課とも連携し、学習者のリーダーへの活用とともに各団体・地域に存在する指導者の掘り起こしを行い、リストを作成する計画であります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
図書館の充実 (図書館)	⑤図書館システムの統合	○図書館システムの統合によって、非常に便利になることは間違いないと思います。これを機に、市内の小中学校ともインターネットで繋ぎ、図書が検索できるようにすることなども考えてみてはどうでしょうか。ちなみに県立図書館では、既に実施しています。 ○IC化は大いに効果が期待できる。今後も市民への支援策として開設時間の延長等も考慮してほしい。 ○このシステムによって2館1室の情報を使用でき、すばらしいことです。全館で検索するとき、どこの図書館にあるかがわかれば、更に有効と思います。 ○図書館システムの統合は市民へのサービス向上、利用者の利便性確保からも、事業効率の観点としても有意義であることから、事業の拡大は妥当性があると思う。 ○一般市民の図書館利用のため、図書館システムの統合、移動図書館車の活用等により、さらに図書館サービスの充実を推進されたい。	○南九州市総合計画実施計画で「市内図書資料ネットワーク事業」を位置付けし、年次的に各学校図書館と市立図書館のシステムを接続ネット化を進める予定です。 ○従来は図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとなっていましたが、夏季の7月・8月は午後7時までに延長しております。 更に、平成22年度からは夏季の7月から9月までを午後7時に延長したところです。 ○御指摘の提言につきましては、保守管理委託業者と協議のうえ、利用者サービスの向上が図られるように努めます。 ○2館1室の特色を持たせた図書資料の購入や、時代に即応した図書資料の収集に努めるとともに、平成22年度事業の(財)日本宝くじ協会の宝くじ公益事業助成の2台目の移動図書館車の購入により利用者サービスの向上に努めます。 ○2010年の「国民読書年」を契機にさらに読書活動の推進が図られるよう市民への図書館サービスの充実に努めます。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
体育イベント事業の統一開催 (保健体育課)	⑥ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の統一開催	○昨年, 第1回の市民体育大会を参観いたしました。素晴らしい大会だったと思います。スポーツレクリエーション活動は, 今後も更に充実・発展させて欲しいと思います。また, 各地区の大会を勝ち上がってきて, 市の本大会というような形の大会を検討してはどうかと思います。そのことによって, 日常的に大会に向けた活動が促進される効果も期待できると考えます。 ○今後も更に多くの人が参加できるような計画を期待します。 ○市民の健康増進のため, 保健体育課主要事業の際, 本部席等に運動とともに栄養と休養についての大切さも広報するような, 給食センターや保健センターにあるポスター等を利用したパネル等を設置しアピールすべきである。 ○市民の心身の健康増進と一体化の推進を図るため, 多くの市民が交流し親睦を図ってコミュニケーションづくりを行えるような体育イベントのプログラム等の検討を推進されたい。	○初めての統一開催を行った3大会に各公民館から積極的な協力をいただき素晴らしい大会を開催することができました。 健康志向の増大する現代においては, 市民のニーズにあった保健体育事業の企画立案が望まれています。大会について参加者からアンケートを取りましたので, 分析によりマンネリ化しない, 市民が行きたくなる大会, 魅力のある大会にしたいと思っています。今後は, 異世代の多くの方が参加できる種目などを立案したいと思います。 なお, 各地区での予選会については, 各公民館の事業計画や予算的な実情もあるかと思しますので, 関係者の意見を伺いながら推進します。 ○健康増進のため, 栄養と休養の大切さを周知させるため, 保健師・栄養士等と協議を行い, 各大会時を利用したPR活動を検討したいと思います。 統一大会の実施で, 多くの市民のコミュニケーションが深まり, 新市としての一体感醸成につながりました。今後も, 体育指導委員及び各公民館長等と十分協議を重ねながら, 誰もがいつでもどこでも気軽に参加できるよう, 生涯スポーツの振興を行い, 心豊かで活力のある地域づくりに努めます。

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
学校給食センターの充実 (学校給食センター)	⑦統合学校給食センターの建設	○児童生徒に安心・安全な給食を提供できるようお願いします。 ○給食の安心・安全に対してはどのように対応していくのか。具体的に目的・意図・手段等を示すべきである。(食品安全では、例えば残留農薬であったり、食品防御であったり、具体的に) ○事業の趣旨は理解できるものの、中には不満の声等もあり、計画の意図等、市民への概要の事前説明・周知広報等についての配慮が十分ではなく、独断専行というような意見もあったようだ。	○安心・安全な給食を提供するために食材の選定にあたっては十分考慮しています。使用食材については、年3回の食品微生物検査実施により安全性確認を行っています。また、残留農薬については、薬剤散布管理を確認しながら対応しています。毎日の食材や給食については、2週間以上検査用検体として保存しています。 今後は、学校給食用食材選定委員会等の設置により、安心・安全な食材の購入に努めていきたいと考えています。 ○学校給食センターの統合建設については、現在の3センターの老朽化が進み新衛生管理基準にも適応していないこと等から、市議会や学校代表・PTA代表の方々の意見も頂きながら新センター建設を計画しました。 今後は、実施設計ができた段階で市広報紙にも掲載し、市民の皆様にも周知を図っていきます。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
文化財愛護思想の啓発 (文化財課)	⑧こども学芸員活動の充実	○今後も是非継続していただきたい事業だと思います。ただ、このやり方だと予算の関係で一部の小中学生のみに限られるという欠点もあると思います。この「こども学芸員」活動の成果を市内の小中学校等に広く還元できる方策があればと思います。 ○今後の活動展開に示してあるとおり「こども学芸員」「茶レンジ隊」そして「地域子ども教室」との調整も行う必要がある。統合できるものは統合すべきではないか。 ○地域の発展は文化の向上からと言われており、こども学芸員は将来に向かっての投資と考えます。予算を増やし、学芸員を増やすことを検討ください。	○テーマごとに市内在住の有識者を中心に講師を依頼していますが、指導できるのは30人程度までということで募集をしています。原則保護者と一緒の活動をお願いしていることから、保護者と合わせて30人を設定しました。 ○それぞれ活動目的が異なりますので、目的に沿った活動が充実するようにいたします。「こども学芸員」は文化財課主管として実施していますが、文化財の保存・保護とともに次世代への継承を主たる目的として子どもたちの文化財に対する興味を喚起していく一方策として実施しています。 ○今後の活動については、同様の事業を実施している各課と十分な調整及び連携を図りたいと思います。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 22 年 6 月 1 日
【任期】 1 年 至 平成 23 年 3 月 31 日

職 名	選出区分	氏 名	備 考
委 員	教育関係	神田 芳文	川辺高等学校校長
委 員	青少年育成関係	青矢 順子	別府中学校 P T A 会長
委 員	文化関係	御園 忠弘	南九州市文化協会代表
委 員	体育関係	大久保 久通	南九州市体育協会代表
委 員	企業関係	川畑 義行	額娃町商工会会長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平成 19 年 6 月 27 日一部改正)